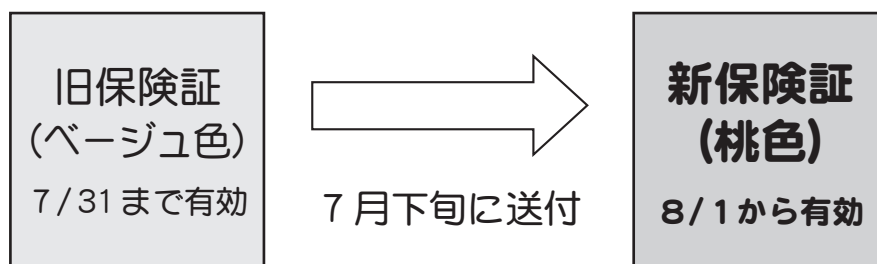


「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.6 保険証の一斉更新及び保険料額のお知らせについて

1 保険証の更新について

◎ 8月1日から保険証が変わります（新しい保険証は **桃色** です。）



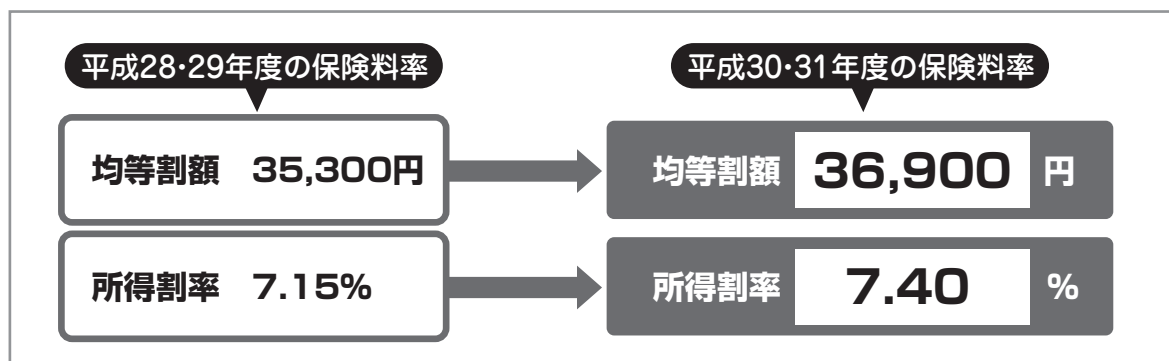
現在お使いの後期高齢者医療制度の保険証は、7月31日で有効期限が切れますので、8月1日からは新しい保険証をお使いいただくこととなります（申請手続きは不要です）。

新しい保険証は、7月下旬に送付します。8月になっても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあった場合は、住民福祉課までご連絡ください。

2 保険料について

◎ 7月中旬に、年間保険料額の通知書をお送りいたします。

1) 平成30年度分から、保険料率が変わります。



新潟県後期高齢者医療広域連合では、平成20年度の制度開始からこれまで保険料率を据え置いてきましたが、今後、被保険者数や医療給付費等の増加が見込まれることから、被保険者の方の負担をできる限り抑制するために、広域連合決算剰余金と新潟県に設置している財政安定化基金を活用したうえで、平成30年度から保険料率の引き上げを行いました。

※ 1人当たりの保険料賦課限度額は、中低所得者の保険料負担の軽減を目的として、平成30年度以降57万円から62万円に引き上げとなります。

2) 保険料の決まり方（年額）

『均等割額』 + 『所得割額』 が年間保険料額となります。（賦課限度額は62万円）

【均等割額】 1人あたり年間36,900円となります。

【所得割額】 平成29年中の総所得金額等をもとに算定します。

所得割額 = [平成29年中の総所得金額等 - 基礎控除33万円] × 7.40%

3 保険料の軽減について（申請手続きは不要です）

◎均等割額の軽減

平成29年中の世帯の所得状況に応じて『均等割額』が軽減されます。

軽減割合は、同一世帯内の被保険者および世帯主（被保険者でない方も含む）の所得金額の合計により判定します。5割・2割軽減については軽減の対象者が拡充されました。

■均等割額の軽減対象判定基準

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の 総所得金額等を合計した額		軽減後の均等割額	
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし）の場合	9割軽減	3,690円/年
	上記以外の場合	8.5割軽減	5,535円/年
33万円+（27.5万円×世帯の被保険者数）以下の場合		5割軽減	18,450円/年
33万円+（50万円×世帯の被保険者数）以下の場合		2割軽減	29,520円/年

○所得割額の軽減は廃止になりました

○制度加入前日において被用者保険の被扶養者であった方への軽減

会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者で、制度加入の前日において保険料負担のなかった方は、保険料の「均等割額」が5割軽減され、「所得割額」はかかりません。

軽減後の年間保険料額は18,400円です。

★市町村国保や国保組合などは対象となりません。

★世帯の所得が、上の表の「均等割額の軽減対象判定基準」に該当する場合は、9割軽減または8.5割軽減となります。

★平成31年度以降は、資格取得後2年間まで5割軽減（3年目以降は軽減なし）となります。

4 保険料の納付方法について

◆4月の年金からすでに納めていただいている方【特別徴収】

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

4・6・8月の納付額・・・平成30年度の年間保険料額が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めていただきます。

10・12・2月の納付額・・・確定した年間保険料額から、4・6・8月の納付額を差し引いた残額を10・12・2月の年金から納めていただきます。

◆7月から納付書または口座振替で納めていただく方【普通徴収】

4月～6月	7月～3月
納付なし	納付書 または 口座振替

確定した年間保険料額を、平成30年7月～平成31年3月の年9回に分けて納めていただきます。月々納めていただく保険料額は、通知書に記載されていますので、ご確認ください。